平成２５年（フ）第１３３０号
福岡市東区和白３丁目21番26号
債務者　藤山　　明
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３７号
福岡市早良区南庄２丁目19番３―302号
債務者　福井　隆志
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３５３号
福岡市中央区大手門１丁目１番30―901号
債務者　林田　俊雄
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７５号
福岡市西区下山門２丁目13番16号
債務者　平井　章夫
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８６号
福岡市西区小戸１丁目35番７―301号
債務者　一番ケ瀬勉
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８７号
福岡市西区小戸１丁目35番７―301号
債務者　一番ケ瀬明子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０３号
福岡県福津市花見が丘３丁目13番６号
債務者　竜口　宏樹
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３１号
福岡県糟屋郡粕屋町原町４丁目12番28号ムーンライトⅡ202号
債務者　野田　拓己
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４３号
福岡市西区拾六町団地４番22―105号
債務者　井寺　正彦
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５２号
福岡市城南区別府２丁目10番23―601号
債務者　池田　清春
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４号
大分県中津市大字上如水753番地
債務者　木村　美香
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
北海道小樽市銭函２丁目45番９号
債務者　佐々木由姫乃
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第８９号
北海道小樽市天神１丁目24番９号
債務者　宮崎　美穂
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４８号
福島県いわき市小名浜花畑町16番地の３
フォーレスサチ101
債務者　正木　雄馬
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２８３号
山梨県韮崎市龍岡町若尾新田721番地４
債務者　小清水幸奈
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
徳島県阿南市横見町中川原18―１　621号、住民票上の住所徳島県阿南市富岡町トノ町644番地１河野マンション１Ｆ
債務者　西岡　才実
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第５７号
福岡県直方市大字感田1223番地１　プロミネンスハイツ202号
債務者　山岡　正和
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１４２９号
名古屋市守山区大永寺町62番地
債務者　花田　君代
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部